

第25条〔生存権, 国の社会的使命〕

概説

憲法25条1項は「すべて国民は……権利を有する」と規定し、2項は、それを実現するために、国が努力すべき施策を列記している。本条2項は、元来1項の生存権の規定から当然に生ずる国の責務を規定したものであり、その点でかりに25条が1項のみであっても国は当然に2項の定める努力をしなければならないといえる。したがって25条についての本質的な問題はまさにこの1項の生存権の法的性質のとらえ方にある。これについては種々の見解があるが、大別して次の3説にわけられる。第1説は立法者に対する政治的・道徳的義務を強調したものとし、その具体化を立法政策の問題とみるか、あるいは政策の実現過程をすべて自由裁量と考えて、その範囲内ではいかなる意味でも国民の権利は主張できないとする。第2説は、立法者に対する法的義務を宣言したものとみなし、国は、立法により具体化した範囲内で拘束をうけるから、国民は立法に基づいて権利の実現を要求しようとする。第2説は、さらに、たとえば生活保護についていうなら、保護に関する処分は法規裁量であるが、保護基準は自由裁量とする見解(甲説)と、保護基準の設定は法規裁量とみて、保護に関する処分とともに保護法違反として争えるとする見解(乙説)とに大別される。第3説は国民が要救済状態にありながら、救済する立法がまだ制定されていない場合、国民は25条を根拠にして裁判所に対し、不作為による権利侵害を確認し、国が立法上の不備を是正すべき判決を求めることができる。しかし第3説には、訴訟手続上の制約や具体的請求権を認めるかいなかという問題の解明がまだ十分なされていないので現在学説としては第1説と第2説にとどまる(別冊法七, 基本法コンメンタル・憲法)。憲法25条にとって適切な内容をもった最初の事件といえる朝日訴訟第1審, 第2審判決〔1-1〕, 〔1-2〕は、ともに第2説乙説の立場にたちながら、結論的には第2審判決は、25条の生存権の権利性を否定する立場に大きく傾斜することによって、第2説甲説の立場にたつ最高裁判決〔1-3〕傍論の立場に近いものになっている。これに対し第1審判決は、実質的に25条に裁判規範としての効果を認めることによって、第3説と同じような効果を狙いながら、その欠点をカバーしようとする配慮がみられる。

また堀木訴訟〔2〕では、(立法上憲法25条との一体性が生活保護法ほどには明確ではない)無拠出の福祉年金・社会手当の分野での受給権(生存権の法的性質)が、25条と同時に、憲法14条, 13条違反の問題として争われている。この意味で先鞭をつけた老齢福祉年金夫婦受給制限事件判決が、(被告の主張する憲法25条1項2項分断論に対し)老齢福祉年金は憲法25条2項に基づくものであるが、1項2項とも公的扶助の性格のものとし、国民年金法の夫婦受給制限規定は憲法14条1項に反し無効としたことが、堀木訴訟における判決の構造にいかなる影響を及ぼしているかも興味あるところである。

なお、以上のほかに、戦後の食料不足時におけるやみ米の所持に対する食糧法適用に関し、生命保持のためやむをえぬ場合等事情により緊急避難成立の可能性のあることはともかく、一般的には基本的に本条に反するものでないことを明示し、最高裁が第1説の立場に立つことを宣明し、爾後の判例に大きな影響を与えた最(大)判昭23.9.29(刑集2-10-1235)も、本条の社会権的 성격に即した事例とはいえないが、忘れてはならないであろう。

〔1-1〕

生存権と生活保護基準①——朝日訴訟第1審判決

東京地判昭35.10.19 行集11-10-2921

要旨 憲法および生活保護法の趣旨から厚生大臣が最低生活需要測定のため保護基準を定める行為は羈束行為で司法審査の対象となり、日用品費として1月当り600円しか留保を認めなかった原処分およびそれを支持した判決は違法で取消を免れない。〔請求認容〕

解説 東京地裁判決, 東京高裁判決は、生存権の法的本質について、第2説乙説(本条概説参照)をとり、保護基準・保護に関する処分はともに法規裁量との立場をとりつつ、相反する結論をひきだしていることが注目される。つまり、東京地裁判決は、健康で文化的な生活の認定は生活保護法3条・8条に規定することを逸脱できず羈束行為であり、しかも、生活保護法8条2項と3条のいう最低限度の生活水準は客観的に確定できるとしている。そのことは、憲法25条と生活保護法の同一性が前提とされている以上、25条1項「健康で文化的な最低限度の生活」の内容、水準が客観的に確定できることを意味する。具体的には最低限度の生活水準を判定するについては、ボーダー・ライン層の生活水準をもってそれに当たると解してはならず、国の予算配分によって左右されるべきでなく、逆にそ

れを指導支配すべきものであるとして、25条の規範性、法的権利性を強調し、判決を実質的にみると25条に裁判規範としての効果を認め従来のプログラム規定説より進んだ内容もっている。これに対し、東京高裁判決は、保護基準の改定ならびに保護に関する処分は、羈束裁量行為であるが、健康で文化的な生活水準は、抽象的概念であるから、その基準設定に関する具体的判断は厚生大臣の裁量に委ねたものであるとし、最低限度の生活水準についてそれが客観的に確立できるといふ地裁判決の主張を否定し、高裁判決は、結局は保護基準の設定と保護に関する処分の羈束性を弱めることによって、生活保護請求権の権利性を弱め、ひいてはそれと実質的同質性をもつ25条の生存権の権利性を否定する立場、すなわち純粋なプログラム規定説に大きく傾斜している。その意味では、保護基準の設定は自由裁量の問題であるとして、第2説甲説の立場にたつ最高裁判決（傍論）が、生活保護基準設定行為は、厚生大臣の目的裁量に委ねられ違法の問題が生じないとし、その結果、生活保護法3条と8条2項を訓示規定化し、生活保護法の内容にまでプログラム規定的効果を及ぼし、生活保護請求権を否定する見解と同質のものといわなければならない。

なお、「社会権における行政の裁量行為と司法権の対象」の側面から、76条〔6-1、6-2〕に併載。

評釈 第1審判決につき、特集・法律のひろば13巻12号、小川政亮・法時36巻1号

上告審判決につき、特集・判時481号

事実 原告（朝日茂）は、戦前から肺結核のために国立岡山療養所に入所し、単身でかつ無収入のため生活保護法に基づく医療扶助および生活扶助を受けていたが、福祉事務所の要求をうけた実兄から月1500円の仕送りを受けることとなったのを理由として、昭和31年8月以降、それまでうけていた生活保護法による入院入所3月以上の患者に対する生活扶助としての日用品費月額600円を打ち切り、1500円から600円を控除した900円を、医療費の一部に充当（いわゆる医療費一部自己負担）することとして、その分を控除した医療費についてのみ医療扶助を行なうこととするという保護処分を不服として岡山県知事に不服申立をし、却下されて厚生大臣に不服申立をしたが、また却下されたので、1957年8月、その裁決の取消を求めて厚生大臣を被告として東京地方裁判所に訴を提起した。理由は、600円では日用品費として不足するほか、重症患者として栄養をとるには療養所の給食以

外に補食の要もあるので、それらの費用としてあと400円追加して全部で1000円を手元に残し、したがって一部負担を500円に減額してほしいと不服申立をしたのに却下されたことを争うものであって、日用品費600円では裁判にいわゆる「日常の身の廻りの用を弁ずるために要する経費」としても全く足りないばかりか、患者が生命と健康と生活を守るために補食を不可欠とするのに、それを認めないのは、健康で文化的な最低生活を保障するとして憲法25条およびそれを受けた生活保護法に違反するというにあった。東京地裁は、判決要旨でのべたように、全面的に原告の主張をいれた判決を行なったが、被告は、これを不服として控訴した。保護基準に対する司法審査権そのものは否定しないが、保護基準は国民所得、国民生活水準、膨大な低所得層の存在、国家財政、国民感情等諸多の不確定要素を考慮してきめるのだから司法審査権の行使については慎重であり自制的でなければならぬとするのが控訴理由の中心的論点であった。高裁判決は日用品費600円は頗る低いが、いまだもって違法とはいえないとして1審判決を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。被控訴人は不服として、最高裁に上告の申立をしたが、その後死亡するにいたった。そこで、上告審においては、本件判断の前提問題として、本件訴訟は同人の養子夫妻兩名によって承継することができるかどうかということが問題となった。これについての上告人の主張は、まだ行使もされない抽象的な生活保護請求権はともかく、生活保護の請求が現実になされ、すでにその支払いが確定した保護費については、ふつうの一般債権とかわりがなく、未払賃金や未支給の恩給のごときと同様財産の一部として当然に相続の対象となるとすることになった。

これに対して被告人は、かりに本件で上告人が勝訴したとしても、それによって厚生大臣の却下裁決が取り消され、または原処分たる保護変更決定が取り消されるにとどまり、そのような意味で抽象的な保護請求権が存在するにすぎないから相続対象にならないし、また具体的保護請求権が存在するとしても、それは一身専続性の権利だから相続の対象とならず、したがって、本件訴訟は原告死亡によって終了したと主張した。最高裁判決は、関与裁判官13人中9人の多数で、本件訴訟は朝日茂の死亡により終了したとして、養子夫妻の承継を否定した。

判旨 生活保護法（昭和25年法律第144号）は国がまさにこの憲法第25条の明定する生存権保障の理念に基いて困窮者の生活保護制度を、同条第2項にいう社会保障の

一環として、国の直接の責任において実現しようとするものであり、憲法の前記規定を現実化し、具体化したものに外ならない。……〔従って〕ここにいう「最低限度の生活」とは、同法第3条によれば「健康で文化的な生活水準」を維持することができるものでなければならない。……〔そして〕これが憲法第25条第1項に由来することは多言をまたないところであり、……その概念にふさわしい内実を有するものでなければならないのである。……〔つまり〕必ずや国民に「人間に値する生存」あるいは「人間としての生活」といい得るものを可能ならしめる程度のものでなければならない〔い〕。……その具体的な内容は決して固定的なものではなく、通常は絶えず進展向上しつつあるものと考えられるが、それが人間としての生活の最低限度という一線を有する以上理論的には特定の国における特定の時点においては一応客観的に決定すべきものであり、またしうるものであるということができよう。もちろん、具体的にいかなる程度の生活水準をもってここにいう「健康で文化的な生活水準」と解すべきかはそれが単なる数額算定の問題にとどまらず微妙な価値判断を伴うだけに甚だ困難な問題であって……それ故にこそ法は……間接に最低限度の生活水準の認定を第1次的には政府の責任にゆだねているのである。しかし、それはあくまで前記憲法から由来する右法第3条、第8条第2項に規定せられるところを逸脱することを得ないものであり、その意味においてはいわゆる羈束行為というべきものである。従ってこれがはたして本法に適合するかどうかは、それが争われるかぎり裁判所において判断されるべき筋筋のものである。……〔この場合〕最低限度の生活水準を判定するについて注意すべきことの一は……いわゆるボーダー・ラインに位する人々が現実維持している生活水準をもって直ちに生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」に当ると解してはならないことである。……その二は、その時々々の国の予算の配分によって左右さるべきものではないということである。……むしろこれを指導支配すべきものである。……もし被告の設定した一般の基準そのものがその適用の対象である大多数の要保護者に対し……「健康で文化的な生活水準」〔を満たすに十分な〕程度の保障に欠くようなものであるならば右基準は同項、同法第2条、第3条等の規定に違反しひいて憲法第25条の理念をみだしなないのであって無効といわなければならない。……そこで右基準〔本件保護基準〕がその適用を受ける要保護者にとって果して最低限度の生活〔を〕維持することを可能ならしめるものであるかどうかについて考えてみ

よう。……〔と〕いずれの意味〔基準費目、基準消費数量、基準単位等〕においても医療扶助により医療機関に収容されている要保護患者がかよふための購入費を必要とすることは明らかであり……正に要保護者の健康状態その他個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して保護を有効かつ適切に行うべきことを要求している生活保護法第9条の規定の趣旨にかない、……最少限度の嗜好品費を補食の一部として医療費一部負担金から控除することは原告の「健康で文化的な生活水準」を維持するために必要不可欠であったと認められる。

〔1-2〕

生存権と生活保護基準②——朝日訴訟第2審判決

東京高判昭38.11.4 行集14-11-1963

要旨 本件当時日用品費600円は「頗る低額に過ぎる」が、いまだ違法と裁判所が確信を以て断定するには被控訴人側の立証資料ではなお十分ではない〔控訴認容、原判決取消〕

判旨 〔生活保護法8条〕を訓示規定と解し、同条に基き控訴人の設定した保護基準に対し司法審査が及ばないとすることはできない。……それでは、憲法第25条の理念に基いて生活保護法が国民の保護受益権を定めた趣旨を没却することになるからである。……ところが、右各規定〔生活保護法8条2項、同法3条〕にいう「健康で文化的な生活水準」という概念は、抽象的な概念であって、その具体的な内容は控訴人の積極的に確定するところにまつほかはない。……もっともここに裁量というのは行政庁の完全に自由な選択を許す自由裁量の意味ではない。……行政庁の判断が法の定める抽象的要件より逸脱し、もはや不当の問題をこえて、その法律上の要件が満たされたものと思われざる余地を失ったときは、右判断に基き措置は違法とされなければならない。本件日用品費の基準についても、その適法か否かを明らかにするためには、単にその当不当を論ずるだけでは足りないものというべきである。本件において3か月をこえる入院入所中の単身患者の最低限度の生活の需要を満たす合理的な日用品費の基準を定めることは、多数患者の多様な経済的需要の実態を調査把握した上生活科学たる生計費理論をこれに適用するという専門・技術的検討を要する事項である。したがって……専門・技術的分野にわたる事項もすべて司法審査の対象としなければならない。また……国の財政その他国政全般についての政策的考慮を経て、定められた予算の配分に従ったというだけの理由で、該基準の設定が適法であるということにはならな

い。……反面、生活保護のための費用は、納税を通じて国民が負担するものである以上、保護の基準も、国民所得ないしその反映である国の財政を離れてこれと無関係に定め得るものではなく、また、その時期における国民感情も無視することはできない。……〔以上にもとづき本件について〕本件日用品費の基準がマーケットバスケット方式を採用したこと自体及び右方式を適用して基準額を算出した過程を順次検討した結果、いまだ右基準を違法とするまでには至らなかった次第である。しかしながら、……その総額において実態生計費からあまりにもかけ離れているとき〔に〕は、現実を無視した架空な基準として違法になる場合も起りうる。……〔しかし〕実態調査の結果や要求額・希望額が右の程度であることは、本件日用品費の基準600円（月額）が低いことを示すものではあっても、現実無視の架空な額を掲げた違法なものであると断定する資料としては十分でない。

以上のように詳細に検討を重ねても、当裁判所は……本件日用品費の基準が、単に頗る低額に過ぎるとの比較の問題を越えて、さらにこれを違法としてその法律上の効力を否定しなければならないことを、裁判所が確信をもって断定するためには、その資料は、被控訴人側の熱心な立証にもかかわらず、……なお、十分でないといわなければならない。〔また〕長期療養の重症患者であるため一般的な本件保護基準でまかなえないような特別の事情を認めるべき証拠はない。……〔また〕右の当時被控訴人個人につき一般的な本件保護基準ではまかなえないような臨時的・例外的な特別の事情があったことを認めるべき証拠はない。……〔また〕被控訴人は、さらに、生活保護法第9条は要保護者の実際の必要に即応して保護の基準を上回る保護の実施をも要請しているという見解〔は〕、……右各条の誤解に基づくものというほかはない。……〔また〕本件のように給食付の医療扶助を行うときは、……右但書の規定を根拠として金銭給付の方法による医療扶助を行うという二重の保護決定をすることはできない。

〔1-3〕

生存権と生活保護基準③——朝日訴訟上告審判決

最(大)判昭42.5.24 民集21-5-1042

要旨 本件訴訟は上告人の死亡により終了した。〔訴訟終了〕

判旨 上告人は、昭和38年11月20日本件上告の申立をしたが、昭和39年2月14日死亡するに至つた。……されば、本件訴訟は、上告人の死亡と同時に終了し、同人の

相続人……においてこれを承継しうる余地はない。

〔なお、念のために、本件生活扶助基準の適否に関する当裁判所の意見を付加する。〕

……何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、……当不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生ずることはない。ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用した場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬかれぬ。……)

〔そして、保護受給権は、法的権利であり、また、本件当時日用品費月額600円と定めた本件生活扶助基準についての原審の判断は、その確定に係る事実関係の下においては、これを是認すべきである。〕

〔補足・反対意見〕本判決には奥野健一裁判官の補足意見、草鹿浅之介、田中二郎、松田二郎、岩田誠各裁判官の反対意見がある。補足意見のいうところは要旨次のとおりである。取消訴訟の訴訟承継についても、一般民事訴訟における伝統的な考え方によるべきである。厚生大臣の保護基準設定行為は客観的な最低生活水準の合理的な具体化のための法の執行行為である。

反対意見のいうところは要旨次のとおりである。取消訴訟にあっては、現在の訴訟物であっても、その訴訟によって処分または裁決が取り消されるのでなければ将来訴訟上の救済を求め得ない関係にある権利または法律関係も訴訟承継の成否を決する契機となりうる。そして傍論に対しては、田中裁判官が基本的に同説であるのに対し、他は訴訟がすでに終了したものとされた以上、本案についての判断を述べるべきではない、という。

〔2〕

生存権と法の下での平等——堀木訴訟第1審判決

神戸地判昭47.9.20 判時678-19

要旨 児童扶養手当法上の受給資格要件につき、受給資格者と失格者の差別的取扱いが著しく不合理な場合はその規定は、憲法14条1項に違反し無効である。〔一部認容、受給資格認定請求却下〕

解説 この判決は、国民年金法の夫婦受給制限条項を憲法14条違反とした東京地裁昭43.7.15（行集19-7-1196）判決同様、生存権思想と法の下での平等思想のつながりの理解の上に立っている。けだし、人は誰でも人たるに値する生活を営むことができなければならない

いはずだというのが生存権思想の基本であり原点だと考えられるからである。この基本的思想に立って、この判決は、児童扶養手当法の公的年金併給制限条項の不合理性を明らかにした点で注目される。そしてまたこの判決は、無拠出の福祉年金やいわゆる社会手当という社会保障法体系上、改善、検討を要することの多い制度についてメスをいれ、児童手当体系と公的年金体系の併給の原則の確立に、一定の示唆を与えるとともに、これらの社会保障分野における受給権に、ひとつの理論的説明を示している。この判決が朝日訴訟のように原告である視力障害者を始め多くの人々の権利としての社会保障をめざす裁判闘争の中で出てきたこともみのがしてはなるまい。なお、判決が、児童扶養手当法は、その制定の経緯からみれば防貧的施策であるかのようであるが、原告のような生別母子世帯においては、手当は救貧法的機能を発揮していると指摘することは、実態からみても正当である。それは、前記老齢福祉年金夫婦受給制限事件1審判決が国民年金法の老齢福祉年金の機能を公的扶助のととらえることにより、憲法14条違反の結論をみちびきだしているのに示唆をうけたといえる。ただ、判決が、児童扶養手当の支給要件をどのようなものにするかは、立法時における立法者の裁量に属するものとし、ただその裁量により制定された手当法上の差別取扱いが著し合理性を欠くものとして、その差別規定を憲法14条1項違反と断じ、無効に帰せしめるには、原告と同じ境遇にある者がその生活実態において極度に困窮し、手当を支給することが極めて切実かつ緊迫した必要性があることが前提になるとしていることは、やはり問題を残すものといえよう。むしろ判決自体指摘するように、「本件条項は手当法の趣旨を没却し、児童を尊重する精神にも反している規定」であることが、憲法25条の法的性質の理論的説明の中で検討されることの方が、生存権の侵害に加えて生存権の積極的保障を理論化する正攻法であり、今後に残された課題といえよう（なお本件判決に対して被告が控訴し、事件は大阪高裁に係属中である）。

評釈 倉岡小夜・賃金と社会保障 610号、今村成和・判例評論167号（判時685号）

事実 原告X（堀木文子）は、全盲の視力障害者であるが、昭和33年夫と離婚して以来、女手一つで次男を養育してきたところから、昭和45年被告Y（兵庫県知事）に対し、児童扶養手当法（以下「手当法」という）に基づ

く児童扶養手当（以下「手当」という）受給資格について、その認定を請求した。Yはこの請求を却下し、さらに、これに対するXの異議申立をも棄却する旨の裁決をした。その裁決理由は、児童の母たるXが視力障害者として国民年金法に基づく障害福祉年金を受給しているの、「父と生計を同じくしない子」を監護する母が公的年金給付を受けることができるときは手当を支給しないとした手当法4条3項3号（本件条項）に該当するからということにあった。これに対し、Xは、本件条項は、日本国憲法13条、14条1項、25条2項に違反し無効であるとして、Yのした認定請求却下処分¹の取消と受給資格を認定すべき旨の判決を求めた。

判旨 憲法第14条第1項は、国民に対し法の下での平等を保障したものであり、……同条項中の「社会的身分」とは、広く……人の出生によって決定される社会的な地位または身分に限定されるものではないと解するのが相当であるから、本件条項中の「公的年金を受けることができる地位」もまた、右の「社会的身分」に類するものといえるのであり、憲法第14条第1項は、このような地位による差別をも禁止しているものといわなければならない。……元来、手当の受給資格の要件をどのようなものとするかについては、立法時における立法者の裁量に属するわけではあるけれども、その裁量により制定された手当法上の差別的取扱が、著しく合理性を欠く場合には、当該差別を生ぜしめる規定は、憲法第14条第1項に違反し、無効なものといわなければならない。……そこで次に、手当法の趣旨を明らかにし、手当の受給権者を確定するなどして、右差別の合理性の有無を検討す〔れば〕……手当法は児童の福祉の増進を究極の目的としながらも、立法技術の面では、国民年金法にならぬ、児童を監護する母或いは母以外の児童を養育する者を手当の受給権者とし、これらの者に対し、「児童扶養手当」という文言どおり、児童の扶養料として、手当を支給することになっているといわなければならない。そうすると、本件において、本件条項が憲法第14条第1項との関連において考察されなければならないのは、次のような関係においてであるといえることができる。……障害福祉年金を受給している父と、健全な母と、児童との3人の世帯に対しては、障害福祉年金と手当とが支給され得るのに反し、障害福祉年金を受給している母と、児童のみの2人の世帯に対しては、障害福祉年金が支給されるのみであって、手当は絶対に支給されないことになっているわけである。……そこで、すすんで、右の差別の合理性の有無・程度について、検討する必要があるが……〔これ

について検討すると〕前記対比は同質の事例間における対比であるといえるのみならず、これが対比により、前記両事例間には、憲法第14条第1項所定の差別事由に該当する事由による差別、即ち、性別による差別、並びに障害者であるとの社会的身分類似の地位による差別という二重の意味の差別が存在することが明認される……。〔また〕手当法制定の経緯からすれば、……手当法は……その稼働能力の喪失または減少に対処せしめるための防貧的施策であるかのようである。しかしながら、手当法は同法第4条第1項において、生別母子世帯に限らず、母以外の者が児童を養育している世帯、更には、父が同法別表に定める程度の廃疾の状態にある世帯などに対しても配慮し、手当を支給すべきものとしているのであって、これは手当法が児童の福祉のみを目的とする児童手当法類似の独自の意義および機能を持っていることを示すものであり、単に国民年金法を補完するに過ぎない趣旨のものとは考えられない。……そして、国民年金法の併給禁止規定自体も、特段の合理性を有するわけではなく、主として財政上の理由によって存在しているものに過ぎないものである……。〔また〕右障害福祉年金と手当とは、その保険事故というべきものが全く別個独立であって、カバーする範囲が少しも重複しないわけであるから、これら両給付を併せて行うことが、不合理であり、不当な結果を招来するという議論は、とうてい首肯し得ない……。〔のみならず〕原告と同じ境遇にある生別母子世帯においては、手当は救貧的機能を発揮していることを……窺うことができるのである。……また被告は「廃疾の父を抱えている世帯の母に対して手当を支給するのは、同世帯の母が父の扶助と児童の監護という二重の負担を負っているからであり、これに対し、原告のような世帯においては、母は児童を監護するという一つの負担を負っているのみである……」旨を主張する。しかしながら、原告の世帯においては、母自身が自己の生計を維持することすら極めて困難な状況にあり、健全な母に比べれば、やはり、自己の障害それ自体と、児童の監護という二重の負担を負っていることには変りがない。……以上のおおり、被告の諸々の説明にも拘らず、前記の本案条項による差別的取扱については、その合理性を是認する理由を発見することができない。しかしながら、若し関係者らの経済生活が、かなり余裕があるといえる程度のものであるならば、その間に差別が存在し且つ当該差別に若干の不合理があるといえる場合においてもその差別を生み出している法規を憲法第14条第1項違反と断じ、無効に帰せしめるまでの必要性に乏しいと思

料されるから本案条項の違憲性の有無を判断するに当たっては、原告と同じ境遇にある者がその生活実態において極度に困窮し、これに対し、障害福祉年金と共に、手当をも支給することが、社会保障制度の趣旨である所得保障の観点から見て、極めて切実かつ緊迫した必要性があることが前提とされるものといわなければならない。そこで、次に、その点に関し、視覚障害者世帯および母子世帯の各別につき、それぞれその生活実態を検討してみよう。……そうすると、原告のように全盲の視覚障害者であって、児童を養育している母子世帯の母が、現在の社会経済事情下において、如何に貧困にして、苦難に満ち、同情せざるを得ないものであるかは、自ら明らかである……。……かかる事態を惹起させている本案条項は……憲法第14条第1項に違反し、無効であるといわなければならない。……次に原告の……「被告は原告が手当の受給資格を有する旨の認定をしなければならない」との右請求は……三権分立の原則に反するものであって、……現行法上許されない不適法な訴であるから、却下する外はない。

〔小川政亮・橋本宏子〕